

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)

投資信託説明書(目論見書)訂正事項分

2006.07

1. この投資信託説明書(目論見書)により行う「りそな・日経225オープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成17年10月12日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年4月11日および平成18年7月14日に関東財務局長に提出しております。
2. 「りそな・日経225オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)

投資信託説明書(交付目論見書)訂正事項分

- 当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。
マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「りそな・日経225オープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成17年10月12日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年4月11日および平成18年7月14日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書(交付目論見書)は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・日経225オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託振替制度への移行について（お知らせ）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」*の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報」中の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報」中の「7 管理及び運営の概要」の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権*を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは、本交付目論見書巻末の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

I. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成18年7月14日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・日経225オープン」の投資信託説明書（交付目論見書）2005年10月（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第一部 証券情報（原交付目論見書1～3ページ）

一部が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

なお、下線部_____は訂正箇所を示します。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別 : 原則として無記名式（記名式への変更も可能）
単位型・追加型の別 : 追加型
指定格付機関による格付け : 格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(4) 発行（売出）価格

- ① 略
- ② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関（以下、「販売会社」といいます。）または委託会社（後述の「(12)その他 ⑤その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄 [SGアセット] にて「日経225」の略称で掲載されます。）

(5) 申込手数料

申込手数料（1万口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じた額とします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は1.05%

(税抜き 1.0%) となっております。

※申込手数料には消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

※償還乗換え*でのお申込みに関しては、各販売会社にお問い合わせください。

*「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行なった販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12) その他 ⑤ その他」をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

(中略)

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(8) 申込取扱場所

受益証券の取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12)その他 ⑤その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

*販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他 ⑤その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行なう日に、各販売会社より委託会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法等

- 1) 受益証券の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
 - ◇「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受け取る「投資信託定期引出」を選択することもできます。
 - ◇「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。
 - 「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。
 - 「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとすることができりますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

(以下略)

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

④ 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (5) 信託約款の変更」の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

⑤ その他

(以下略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

一部が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

なお、下線部_____は訂正箇所を示します。

(5) 投資制限

(ト) 信用取引の指図範囲（約款第21条）（原交付目論見書11ページ）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことを指図できます。

2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または

信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(ル) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第 25 条）（原交付目論見書 12～13 ページ）

- 1) 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(参考) 「リそな・日経 225 オープン マザーファンド」の投資方針の概要

(4) 主な投資制限（原交付目論見書 15 ページ）

(中略)

- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等（原交付目論見書 25 ページ）

末尾に以下の注記が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等（原交付目論見書 25～26 ページ）

末尾に以下の注記が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成19年1月4日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に解約（換金）代金が受益者に支払われ、解約（換金）が平成19年1月4日前に行なわれる場合については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。平成18年12月29日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 管理及び運営の概要

(5) 信託約款の変更（原交付目論見書28～29ページ）

6.の後に以下の内容が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

7.委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記2.から5.の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記2.の書面の交付を原則として行ないません。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要（原交付目論見書33ページ）

末尾に以下の注記が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等

の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

原交付目論見書巻末に添付しております約款は下記の通り変更されます。以下は新旧対照表のみを記載しております。

りそな・日経225オープン 約款

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>【運用制限】</p> <p>(5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「<u>転換社債型新株予約権付社債</u>」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>【運用制限】</p> <p>(5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>
<p>【信用取引の指図範囲】</p> <p>第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売りつけの決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。</p> <p>② 前項の信用取引の指図は、各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、且つ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券 2. 株式分割により取得する株券 3. 有償増資により取得する株券 4. 売り出しにより取得する株券 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「<u>転換社債型新株予約権付社債</u>」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券 	<p>【信用取引の指図範囲】</p> <p>第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売りつけの決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。</p> <p>② 前項の信用取引の指図は、各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、且つ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券 2. 株式分割により取得する株券 3. 有償増資により取得する株券 4. 売り出しにより取得する株券 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<p>【同一銘柄の転換社債等への投資制限】</p> <p>第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の<u>転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額</u>とマザーファンドの信託財産に属する当該<u>転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額</u>のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該<u>転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額</u>の割合を乗じて得た額をいいます。</p>	<p>【同一銘柄の転換社債等への投資制限】</p> <p>第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の<u>転換社債</u>ならびに<u>新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるもの</u>（以下「<u>転換社債等</u>」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該<u>転換社債等</u>の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該<u>転換社債等</u>の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>
<p>【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】</p> <p>第49条 委託者は、<u>事業の全部又は一部</u>を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>事業</u>を譲渡することがあります。</p> <p>② 委託者は、分割により<u>事業の全部又は一部</u>を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>事業</u>を承継させることがあります。</p> <p>③ (削除)</p>	<p>【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】</p> <p>第49条 委託者は、<u>営業の全部又は一部</u>を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>営業</u>を譲渡することがあります。</p> <p>② 委託者は、分割により<u>営業の全部又は一部</u>を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>営業</u>を承継させることがあります。</p> <p>③ (削除)</p>
<p>【付則】</p> <p>第1条 <略></p> <p>第2条 <u>この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益</u></p>	<p>【付則】</p> <p>第1条 <略></p> <p><新設></p>

権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし
ます。

② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとしします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。
- ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年7月14日現在の約款の内容)
<p>【受益権の取得申込みの勧誘の種類】 第4条 この信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>【当初の受益者】 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p> <p>【受益権の分割および再分割】 第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については2,242,947,797口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>【受益権の帰属と受益証券の不発行】 第9条 この信託の受益権は、<u>平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことにつ</u></p>	<p>【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】 第4条 この信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>【当初の受益者】 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p> <p>【受益権の分割および再分割】 第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については2,242,947,797口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>【受益証券の発行】 第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を<u>発行します。</u></p>

いて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該

② 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

③ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

<新設>

記載または記録により振替受益権となります。
また、委託者は、受益者を代理してこの信託の
受益権を振替受入簿に記載または記録を申請す
る場合において、委託者の指定する証券会社
(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社を
いい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に
規定する外国証券会社を含みます。以下同
じ。) および登録金融機関 (証券取引法第65条
の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。
以下同じ。) に当該申請の手続きを委任するこ
とができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権に
ついては追加信託のつど、振替機関の定め
る方法により、振替機関へ当該受益権に係
る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の申込単位および価額】

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融
機関は、第6条第1項の規定により分割される
受益権を、その取得申込者に対し、1万口以
上1万口単位をもって取得の申込みに応じる
ことができるものとします。なお、別に定め
るりそな・日経225自動けいぞく投資約款
(別の名称で同様の権利義務関係を規定する
契約を含むものとします。この場合「自動け
いぞく投資約款」は別の名称に読みかえるも
のとします。) にしたがって契約 (以下「別
に定める契約」といいます。) を結んだ取得
申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取
得の申込みに応じることができるものとしま
す。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券
会社または登録金融機関に、取得申込と同時に
または予め、自己のために開設されたこの
信託の受益権の振替を行なうための振替機関
等の口座を示すものとし、当該口座に当該取
得申込者に係る口数の増加の記載または記録
が行なわれます。なお、委託者の指定する証
券会社および登録金融機関は、当該取得申込
の代金 (第3項の受益権の価額に当該取得申

<新設>

【受益証券の取得単位および価額】

第10条 委託者の指定する証券会社 (証券取引法第
2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証
券業者に関する法律第2条第2号に規定する外
国証券会社を含みます。以下同じ。) および
登録金融機関 (証券取引法第65条の2第3項に
規定する登録金融機関をいいます。以下同
じ。) は、第9条第1項の規定によって発行さ
れた受益証券を、その取得申込者に対し、1
万口以上1万口単位をもって申込みに応じる
ことができるものとします。なお、別に定め
るりそな・日経225自動けいぞく投資約款
(別の名称で同様の権利義務関係を規定する
契約を含むものとします。この場合「自動け
いぞく投資約款」は別の名称に読みかえるも
のとします。) にしたがって契約 (以下「別
に定める契約」といいます。) を結んだ取得
申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取
得の申込みに応じることができるものとしま
す。

② 委託者は、第9条第1項の規定によって発行
される受益証券の取得申込者に対し、1万口
以上1万口単位をもって取得の申込みに応じ
ることができるものとします。

込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ <略>

⑤ 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益権の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める

③ 前2項の取得の申込みに応ずる場合、受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ <略>

⑤ 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の当該受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益証券の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関

手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<削除>

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替

がそれぞれ別に定める手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥ 第3項、第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、各計算期間の終了日の基準価額とします。

<新設>

【受益証券の種類】

第11条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の6種類とします。

② 別に定める契約および保護預り契約に基づいて証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（以下「保管会社」といいます。）が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の受益証券とすることができます。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

<p>機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p>【受益権の譲渡の対抗要件】 第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>【運用の基本方針】 第14条 <略></p> <p><以下現行約款第18条から第41条まで各条を3条繰上げ></p>	<p>③ 前項の規定による名義書換の手続は、第36条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p> <p>【記名式受益証券の譲渡の対抗要件】 第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>【受益証券の再交付】 第14条 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は無記名式の受益証券を再交付します。 ② 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p> <p>【毀損した場合等の再交付】 第15条 受益証券を毀損または汚損した受益者が当該受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは前条の規定を準用します。</p> <p>【受益証券の再交付の費用】 第16条 委託者は、受益証券を再交付する時は、受益者に対して実費を請求することができます。</p> <p>【運用の基本方針】 第17条 <略></p>
---	--

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、収益分配金については、第40条第1項に規定する支払開始日の前日および第40条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第40条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第42条 受託者は、収益分配金については、第43条第1項に規定する支払開始日の前日および第43条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第43条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないません。ただし、第45条第3項に

<p><u>権の取得の申込みに応じたものとします。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u></p> <p>③ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する<u>受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益権に</u>帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。</p> <p>④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし</u>ます。）に支払います。<u>なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u></p> <p>⑤ <略></p> <p>⑥ 前各号（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者が自らの募集にかかる<u>受益権</u>に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。</p> <p>⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p>	<p><u>より信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</u></p> <p>③ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する<u>受益証券の全部もしくは一部の口数について、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを中止すること</u>を申し出た場合においては、<u>前項の規定にかかわらず、当該受益証券に</u>帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。</p> <p>④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに</u>受益者に支払います。</p> <p>⑤ <略></p> <p>⑥ 前各号（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者が自らの募集にかかる<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。</p> <p>⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて0計算されるものとします。</p>
---	--

<p><削除></p> <p><削除></p> <p>【収益分配金および償還金の時効】</p> <p><u>第41条</u> 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第40条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>【信託の一部解約】</p> <p><u>第42条</u> 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② <u>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</u></p> <p>③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。<u>なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうも</u></p>	<p>⑧ <u>記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。</u></p> <p>⑨ <u>委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。</u></p> <p>【収益分配金および償還金の時効】</p> <p><u>第44条</u> 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第43条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>【信託の一部解約】</p> <p><u>第45条</u> 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益証券については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② <u>受益者が第1項の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</u></p> <p>③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p>
---	---

のとし、社振法の規定にしたがい当該振替機
関等の口座において当該口数の減少の記載ま
たは記録が行なわれます。

- ④ <略>
- ⑤ <略>
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第44条 <略>

<以下現行約款第47条から第51条まで各条を2条繰上げ>

【反対者の買取請求権】

第49条の2 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第50条 <略>

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 <略>

④ <略>

⑤ <略>

- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

<新設>

【信託契約の解約】

第46条 <略>

【反対者の買取請求権】

第51条の2 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第52条 <略>

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 <略>

(付 則)

第1条 第40条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第11条（受益証券の種類）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

(付 則)

第1条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替

<p><削除></p>	<p>に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p>
<p><削除></p>	<p>② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</p>
<p><削除></p>	<p>③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p>
<p><削除></p>	<p>④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</p>
	<p>⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしています。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面</p>

<p><削除></p>	<p><u>の交付を原則として行ないません。</u></p> <p>⑥ <u>委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。</u></p>
<p><削除></p>	<p>⑦ <u>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</u></p>
<p><削除></p>	<p>⑧ <u>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</u></p>

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)

投資信託説明書(交付目論見書)訂正事項分

- 当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。
マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「りそな・日経225オープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成17年10月12日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年4月11日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書(交付目論見書)は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・日経225オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

I. 投資信託説明書(交付目論見書)の訂正理由

平成18年4月11日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・日経225オープン」の投資信託説明書(交付目論見書)2005年10月(以下「原交付目論見書」といいます。)の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

5 運用状況（原交付目論見書21～25ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

(1) 投資状況

平成18年2月28日現在

資産の種類	国名	時価評価額 (円)	投資比率 (%)
りそな・日経225オープン マザーファンド受益証券	日本	41,711,811,987	99.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		27,568,885	0.07
合計（純資産総額）		41,739,380,872	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

（参考）りそな・日経225オープン マザーファンドの投資状況

平成18年2月28日現在

資産の種類	国名	時価評価額 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	53,985,462,000	92.81
株価指数先物取引（大証日経平均先物（買建））	日本	4,133,550,000	7.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		51,671,762	0.08
合計（純資産総額）		58,170,683,762	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

（注）株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成18年2月28日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日経 225オープン マザーファンド	42,944,313,793	0.7887	33,874,140,813	0.9713	41,711,811,987	99.93

*全1銘柄

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率をいいます。

*投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) りそな・日経225オープン マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

平成18年2月28日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	138,000	10,751.07	1,483,648,480	13,330.00	1,839,540,000	3.16
2	日本	株式	ソフトバンク	卸売業	414,000	3,020.96	1,250,681,400	3,600.00	1,490,400,000	2.56
3	日本	株式	京セラ	電気機器	138,000	8,632.38	1,191,269,120	10,400.00	1,435,200,000	2.47
4	日本	株式	ファーストリテイ リング	小売業	138,000	9,904.26	1,366,788,600	10,160.00	1,402,080,000	2.41
5	日本	株式	ファナック	電気機器	138,000	9,184.27	1,267,430,260	9,900.00	1,366,200,000	2.35
6	日本	株式	TDK	電気機器	138,000	8,122.54	1,120,911,340	8,160.00	1,126,080,000	1.94
7	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	138,000	7,018.96	968,617,620	7,830.00	1,080,540,000	1.86
8	日本	株式	キヤノン	電気機器	138,000	6,590.66	909,512,080	7,320.00	1,010,160,000	1.74
9	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	138,000	6,299.32	869,306,280	6,900.00	952,200,000	1.64
10	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	138,000	6,275.94	866,079,800	6,500.00	897,000,000	1.54
11	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	138,000	5,333.16	735,976,860	6,250.00	862,500,000	1.48
12	日本	株式	信越化学工業	化学	138,000	5,602.86	773,195,100	6,230.00	859,740,000	1.48
13	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,380	612,693.08	845,516,457	599,000.00	826,620,000	1.42
14	日本	株式	セコム	サービス業	138,000	5,634.44	777,553,420	5,800.00	800,400,000	1.38
15	日本	株式	ソニー	電気機器	138,000	4,556.71	628,827,080	5,530.00	763,140,000	1.31
16	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	138,000	5,093.55	702,910,380	5,520.00	761,760,000	1.31
17	日本	株式	エヌ・ティ・ ティ・データ	情報・通信業	1,380	494,533.57	682,456,337	543,000.00	749,340,000	1.29
18	日本	株式	エーザイ	医薬品	138,000	4,656.82	642,642,320	5,410.00	746,580,000	1.28
19	日本	株式	C S Kホールディ ングス	情報・通信業	138,000	5,149.64	710,651,140	5,340.00	736,920,000	1.27
20	日本	株式	セブン&アイ・ ホールディングス	小売業	138,000	4,276.14	590,107,800	4,780.00	659,640,000	1.13
21	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	138,000	4,393.95	606,365,380	4,500.00	621,000,000	1.07
22	日本	株式	デンソー	輸送用機器	138,000	3,545.06	489,219,640	4,280.00	590,640,000	1.02
23	日本	株式	電通	サービス業	1,380	344,874.67	475,927,045	391,000.00	539,580,000	0.93
24	日本	株式	ダイキン工業	機械	138,000	3,308.76	456,609,720	3,880.00	535,440,000	0.92
25	日本	株式	富士写真フイルム	化学	138,000	3,813.40	526,249,860	3,750.00	517,500,000	0.89
26	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	138,000	3,994.57	551,251,780	3,600.00	496,800,000	0.85
27	日本	株式	テルモ	精密機器	138,000	3,443.46	475,197,560	3,560.00	491,280,000	0.84
28	日本	株式	オリンパス	精密機器	138,000	2,728.72	376,563,840	3,370.00	465,060,000	0.80
29	日本	株式	花王	化学	138,000	2,970.92	409,987,020	3,160.00	436,080,000	0.75
30	日本	株式	コナミ	情報・通信業	138,000	2,584.97	356,726,660	2,885.00	398,130,000	0.68

* 上位30銘柄

* 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 18 年 2 月 28 日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	21.32
		情報・通信業	5.95
		輸送用機器	5.94
		医薬品	5.87
		小売業	5.80
		化学	5.69
		卸売業	4.39
		機械	3.83
		食料品	3.40
		建設業	3.32
		銀行業	2.73
		サービス業	2.46
		精密機器	2.36
		非鉄金属	2.34
		不動産業	2.01
		陸運業	1.82
		その他金融業	1.58
		ガラス・土石製品	1.56
		保険業	1.55
		繊維製品	1.38
		その他製品	1.32
		証券、商品先物取引業	1.23
		石油・石炭製品	0.73
		ゴム製品	0.69
		海運業	0.56
		パルプ・紙	0.55
		金属製品	0.48
鉄鋼	0.44		
電気・ガス業	0.44		
倉庫・運輸関連業	0.43		
鉱業	0.38		
空運業	0.17		
水産・農林業	0.11		
合計		92.81	

*投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種別	取引所	数量(枚)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引 (大証日経平均先物(買建))	大阪	255	4,121,117,750	4,133,550,000	7.11
合計		255	4,121,117,750	4,133,550,000	7.11

*投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比率です。

*株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成18年2月28日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額(1万口当りの純資産額)の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末(平成12年7月11日)	6,413	6,413	9,883	9,883
第2期末(平成13年7月11日)	16,069	16,069	6,799	6,799
第3期末(平成14年7月11日)	17,625	17,625	5,954	5,954
第4期末(平成15年7月11日)	26,209	26,209	5,477	5,477
第5期末(平成16年7月12日)	35,483	35,483	6,571	6,571
第6期末(平成17年7月11日)	39,774	39,774	6,646	6,646
第7期中間期末(平成18年1月11日)	36,580	36,580	9,310	9,310
平成17年2月末日	37,351	—	6,654	—
3月末日	35,044	—	6,637	—
4月末日	38,422	—	6,262	—
5月末日	40,392	—	6,416	—
6月末日	40,403	—	6,593	—
7月末日	34,518	—	6,770	—
8月末日	26,693	—	7,054	—
9月末日	27,049	—	7,735	—
10月末日	32,235	—	7,749	—
11月末日	31,293	—	8,469	—
12月末日	35,832	—	9,169	—
平成18年1月末日	41,058	—	9,467	—
2月末日	41,739	—	9,208	—

② 分配の推移

計算期間	1万口当り分配金(円)
第1期計算期間(H11.7.23~H12.7.11)	0
第2期計算期間(H12.7.12~H13.7.11)	0
第3期計算期間(H13.7.12~H14.7.11)	0
第4期計算期間(H14.7.12~H15.7.11)	0
第5期計算期間(H15.7.12~H16.7.12)	0
第6期計算期間(H16.7.13~H17.7.11)	0
第7期中間計算期間(H17.7.12~H18.1.11)	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間 (H11. 7. 23～H12. 7. 11)	▲1. 2
第2期計算期間 (H12. 7. 12～H13. 7. 11)	▲31. 2
第3期計算期間 (H13. 7. 12～H14. 7. 11)	▲12. 4
第4期計算期間 (H14. 7. 12～H15. 7. 11)	▲8. 0
第5期計算期間 (H15. 7. 12～H16. 7. 12)	20. 0
第6期計算期間 (H16. 7. 13～H17. 7. 11)	1. 1
第7期中間計算期間 (H17. 7. 12～H18. 1. 11)	40. 1

(注) 収益率の算出方法：

計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗じた数値です。

第2 財務ハイライト情報（原交付目論見書30～33ページ）

原交付目論見書の「第2 財務ハイライト情報」の後に以下の内容が新たに追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）ならびに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する中間財務諸表（「中間貸借対照表」および「中間損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2)当ファンドは証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、前中間計算期間（平成 16 年 7 月 13 日から平成 17 年 1 月 12 日まで）及び当中間計算期間（平成 17 年 7 月 12 日から平成 18 年 1 月 11 日まで）の中間財務諸表については、新日本監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

りそな・日経225オープン

1 中間貸借対照表

	前中間計算期間末 (平成17年1月12日現在)	当中間計算期間末 (平成18年1月11日現在)
科目	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
I 流動資産		
コール・ローン	288,016,429	625,345,830
親投資信託受益証券	38,764,013,593	36,551,879,978
未収入金	1,000,000,000	130,000,000
未収利息	7	17
流動資産合計	40,052,030,029	37,307,225,825
資産合計	40,052,030,029	37,307,225,825
負債の部		
I 流動負債		
未払解約金	1,056,436,934	594,318,455
未払受託者報酬	20,989,771	16,439,026
未払委託者報酬	146,928,304	115,073,101
その他未払費用	1,469,224	1,150,668
流動負債合計	1,225,824,233	726,981,250
負債合計	1,225,824,233	726,981,250
純資産の部		
I 元本		
元本	59,763,397,423	39,290,051,206
II 剰余金		
中間期末欠損金	20,937,191,627	2,709,806,631
(分配準備積立金)	(1,131,689,288)	(445,415,306)
純資産合計	38,826,205,796	36,580,244,575
負債・純資産合計	40,052,030,029	37,307,225,825

2 中間損益及び剰余金計算書

科目	前中間計算期間	当中間計算期間
	自 平成16年7月13日 至 平成17年1月12日	自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日
	金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
I 営業収益		
受取利息	1,019	2,074
有価証券売買等損益	61,925,454	10,768,630,933
営業収益合計	61,926,473	10,768,633,007
II 営業費用		
受託者報酬	20,989,771	16,439,026
委託者報酬	146,928,304	115,073,101
その他費用	1,469,224	1,150,668
営業費用合計	169,387,299	132,662,795
営業利益又は営業損失 (△)	△107,460,826	10,635,970,212
経常利益又は経常損失 (△)	△107,460,826	10,635,970,212
中間純利益又は中間純損失 (△)	△107,460,826	10,635,970,212
III 一部解約に伴う中間純利益分配額	—	3,777,456,060
一部解約に伴う中間純損失分配額	121,336,050	—
IV 期首欠損金	18,519,916,729	20,076,680,345
V 欠損金減少額	4,618,339,292	17,515,888,052
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)	(4,618,339,292)	(17,515,888,052)
VI 欠損金増加額	7,049,489,414	7,007,528,490
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)	(7,049,489,414)	(7,007,528,490)
VII 分配金	—	—
VIII 中間期末欠損金	20,937,191,627	2,709,806,631

重要な会計方針

項目	前中間計算期間 自 平成16年7月13日 至 平成17年1月12日	当中間計算期間 自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

原交付目論見書の「**第一部 証券情報 (12) その他 ③ その他**（原交付目論見書3ページ）」、「**第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料**（原交付目論見書17ページ）」および「**第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 6 手続等の概要 (1) 申込（販売）手続等**（原交付目論見書25ページ）」内のお問い合わせ先の図が、以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)

投資信託説明書(請求目論見書)訂正事項分

- 当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。
マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「りそな・日経225オープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成17年10月12日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年4月11日および平成18年7月14日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・日経225オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

I. 投資信託説明書(請求目論見書)の訂正理由

平成18年7月14日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・日経225オープン」の投資信託説明書 2005年10月(以下「原請求目論見書」といいます。)の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等（原請求目論見書1ページ）

末尾に以下の注記が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

2 換金（解約）手続等（原請求目論見書1～2ページ）

末尾に以下の注記が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に解約代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(2) 保管（原請求目論見書3～4ページ）

末尾に以下の注記が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(5) その他

② 信託約款の変更（原請求目論見書5ページ）

6. の後に以下の内容が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記2. から5. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記2. の書面の交付を原則として行ないません。

④ 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い（原請求目論見書6ページ）

項目名も含め、全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。なお、下線部_____は訂正箇所を示します。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

2 受益者の権利等

③ 収益分配金に対する請求権（原請求目論見書8ページ）

末尾に以下の注記が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)

投資信託説明書(請求目論見書)訂正事項分

- 当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。
マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「りそな・日経225オープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成17年10月12日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年4月11日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・日経225オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

I. 投資信託説明書(請求目論見書)の訂正理由

平成18年4月11日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・日経225オープン」の投資信託説明書 2005年10月(以下「原請求目論見書」といいます。)の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書10～24ページ）

原請求目論見書の「1 財務諸表」の後に以下の全文が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間計算期間（平成16年7月13日から平成17年1月12日まで）及び当中間計算期間（平成17年7月12日から平成18年1月11日まで）の中間財務諸表については、新日本監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年 2月 25日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

業務執行社員 公認会計士

上林敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの平成16年7月13日から平成17年1月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・日経225オープンの平成17年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成16年7月13日から平成17年1月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの平成17年7月12日から平成18年1月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・日経225オープンの平成18年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年7月12日から平成18年1月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

りそな・日経225オープン

(1) 中間貸借対照表

	前中間計算期間末 (平成17年1月12日現在)	当中間計算期間末 (平成18年1月11日現在)
科目	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
I 流動資産		
コール・ローン	288,016,429	625,345,830
親投資信託受益証券	38,764,013,593	36,551,879,978
未収入金	1,000,000,000	130,000,000
未収利息	7	17
流動資産合計	40,052,030,029	37,307,225,825
資産合計	40,052,030,029	37,307,225,825
負債の部		
I 流動負債		
未払解約金	1,056,436,934	594,318,455
未払受託者報酬	20,989,771	16,439,026
未払委託者報酬	146,928,304	115,073,101
その他未払費用	1,469,224	1,150,668
流動負債合計	1,225,824,233	726,981,250
負債合計	1,225,824,233	726,981,250
純資産の部		
I 元本		
元本	59,763,397,423	39,290,051,206
II 剰余金		
中間期末欠損金	20,937,191,627	2,709,806,631
(分配準備積立金)	(1,131,689,288)	(445,415,306)
純資産合計	38,826,205,796	36,580,244,575
負債・純資産合計	40,052,030,029	37,307,225,825

(2) 中間損益及び剰余金計算書

科目	前中間計算期間	当中間計算期間
	自 平成16年7月13日 至 平成17年1月12日	自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日
	金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
I 営業収益		
受取利息	1,019	2,074
有価証券売買等損益	61,925,454	10,768,630,933
営業収益合計	61,926,473	10,768,633,007
II 営業費用		
受託者報酬	20,989,771	16,439,026
委託者報酬	146,928,304	115,073,101
その他費用	1,469,224	1,150,668
営業費用合計	169,387,299	132,662,795
営業利益又は営業損失 (△)	△107,460,826	10,635,970,212
経常利益又は経常損失 (△)	△107,460,826	10,635,970,212
中間純利益又は中間純損失 (△)	△107,460,826	10,635,970,212
III 一部解約に伴う中間純利益分配額	—	3,777,456,060
一部解約に伴う中間純損失分配額	121,336,050	—
IV 期首欠損金	18,519,916,729	20,076,680,345
V 欠損金減少額	4,618,339,292	17,515,888,052
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)	(4,618,339,292)	(17,515,888,052)
VI 欠損金増加額	7,049,489,414	7,007,528,490
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)	(7,049,489,414)	(7,007,528,490)
VII 分配金	—	—
VIII 中間期末欠損金	20,937,191,627	2,709,806,631

重要な会計方針

項目	前中間計算期間	当中間計算期間
	自 平成16年7月13日 至 平成17年1月12日	自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間計算期間末 (平成17年1月12日現在)	当中間計算期間末 (平成18年1月11日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額
期首元本額 54,003,392,964円	期首元本額 59,851,232,749円
期中追加設定元本額 18,980,811,214円	期中追加設定元本額 34,884,034,122円
期中一部解約元本額 13,220,806,755円	期中一部解約元本額 55,445,215,665円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額
元本の欠損 20,937,191,627円	元本の欠損 2,709,806,631円

(中間損益及び剰余金計算書関係)

前中間計算期間 自 平成16年7月13日 至 平成17年1月12日	当中間計算期間 自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日
1. 受託会社との取引高	1. 受託会社との取引高
営業取引(受託者報酬) 20,989,771円	営業取引(受託者報酬) 16,439,026円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間計算期間(自 平成16年7月13日 至 平成17年1月12日)

該当事項はありません。

当中間計算期間(自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間計算期間(自 平成16年7月13日 至 平成17年1月12日)

該当事項はありません。

当中間計算期間(自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日)

該当事項はありません。

(一口当たり情報)

	前中間計算期間末 (平成17年1月12日現在)	当中間計算期間末 (平成18年1月11日現在)
中間期末一口当たり純資産額	0.6497円	0.9310円

(重要な後発事象)

前中間計算期間 (自 平成16年7月13日 至 平成17年1月12日)

該当事項はありません。

当中間計算期間 (自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「りそな・日経225オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「りそな・日経225オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

科 目	(平成17年1月12日現在) 金額 (円)	(平成18年1月11日現在) 金額 (円)
資産		
金銭信託	210,172	82,504
コール・ローン	2,206,966,355	21,026,781,967
株式	42,238,242,200	55,302,380,000
派生商品評価勘定	54,600,000	13,797,500
未収入金	29,437,966	—
未収配当金	19,744,200	16,965,000
未収利息	60	576
差入委託証拠金	△93,000,000	30,350,000
資産合計	44,456,200,953	76,390,357,547
負債		
派生商品評価勘定	—	6,660,250
未払金	—	18,239,391,000
未払解約金	1,000,000,000	130,000,000
負債合計	1,000,000,000	18,376,051,250
元本	64,084,310,557	59,140,903,476
欠損金	20,628,109,604	1,126,597,179
信託財産純資産総額	43,456,200,953	58,014,306,297
負債・純資産総額	44,456,200,953	76,390,357,547

重要な会計方針

項目	期別 自 平成16年7月13日 至 平成17年1月12日	自 平成17年7月12日 至 平成18年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 同左
2. 派生商品の評価基準及び評価方法	派生商品は、原則として個別法に基づき時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左 (2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成 17 年 1 月 12 日現在)	(平成 18 年 1 月 11 日現在)
1. 本半期報告書における開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額	51,821,505,328円	89,470,366,251円
同期中における追加設定元本額	28,961,422,671円	63,021,479,584円
同期中における一部解約元本額	16,698,617,442円	93,350,942,359円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
りそな・日経225オープン	57,165,629,838口	37,259,816,492口
S G日経225インデックス・オープン	6,917,137,604口	21,787,130,625口
りそな・日経225オープンVA(適格機関投資家専用)	1,543,115口	93,956,359口
計	64,084,310,557口	59,140,903,476口

(一口当たり情報)

	(平成 17 年 1 月 12 日現在)	(平成 18 年 1 月 11 日現在)
一口当たり純資産額	0.6781 円	0.9810 円

2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

純資産額計算書

平成18年2月28日

I 資産総額	41,919,255,669 円
II 負債総額	179,874,797 円
III 純資産総額 (I - II)	41,739,380,872 円
IV 発行済数量	45,331,084,309 口
V 1万口当たり純資産額 (III / IV)	9,208 円

(参考) りそな・日経225オープン マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成18年2月28日

I 資産総額	58,196,304,512 円
II 負債総額	25,620,750 円
III 純資産総額 (I - II)	58,170,683,762 円
IV 発行済数量	59,891,855,833 口
V 1万口当たり純資産額 (III / IV)	9,713 円

第5 設定及び解約の実績 (原請求目論見書 24 ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (H11. 7. 23~H12. 7. 11)	8,855,573,999	2,365,918,333
第2期計算期間 (H12. 7. 12~H13. 7. 11)	25,244,250,734	8,098,289,278
第3期計算期間 (H13. 7. 12~H14. 7. 11)	16,539,370,825	10,573,331,350
第4期計算期間 (H14. 7. 12~H15. 7. 11)	32,928,680,029	14,680,405,430
第5期計算期間 (H15. 7. 12~H16. 7. 12)	54,622,091,045	48,468,629,277
第6期計算期間 (H16. 7. 13~H17. 7. 11)	42,968,773,358	37,120,933,573
第7期中間計算期間 (H17. 7. 12~H18. 1. 11)	34,884,034,122	55,445,215,665

原請求目論見書の「第2 手続等 1 申込 (販売) 手続等 (原請求目論見書 1 ページ)」内のお問い合わせ先の図が、以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル : 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午)

ホームページアドレス : <http://www.sgam.co.jp/>